

所持許可に関する法令

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年三月十日法律第六号）

（許可）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者（以下省略）

（確認）

第四条の四 第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲を所持することとなった場合においては、その所持することとなった日から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、その所持することとなった銃砲が当該許可に係る銃砲であるかどうかについて、住所地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

猟用資材工業会の猟銃等講習会模擬問題集から抜粋

銃砲所持規制についての記述であるが、正しいか

- (1) 許可申請をした警察から許可になった旨の連絡を受けたので、許可証の交付を受ける前に猟銃を譲り受け、確認を受けるため警察まで持っていったが、その行為は、銃砲所持違反にならない。
- (2) 他人の猟銃でも、射撃場で射撃指導員が指導を受ける者の銃を指導のため所持する場合は所持違反にならない。

銃の所持 所持の概念 / 所持許可証の交付及び確認

ヒント1 所持の手続き及び概念 = 銃砲の譲渡、譲受けは、その銃砲に対する所持許可証を確認して行わなければならない。銃砲を実質的に支配できる状況に置けば、これを所持したものと認められる。

ヒント2 所持許可がなくても銃を所持できる場合 = 銃刀法第3条に定める「所持禁止の除外事由」に該当する場合は、許可がなくても所持できる。
設問の(2)の場合はこれに当たる。

答え (1) × (2) ○

重要 警察から許可を受けた旨の連絡があった場合、必ず先に警察に行って許可証の交付を受け、その後、猟銃を譲り受けて確認のために警察に持って行くと言う手順でなければならない。